

衆議院厚生労働委員会ニュース

平成 22.5.21 第 174 回国会第 22 号

5月21日(金)、第22回の委員会が開かれました。

1 独立行政法人地域医療機能推進機構法案(内閣提出、第173回国会閣法第8号)

- ・長妻厚生労働大臣、鈴木文部科学副大臣、細川厚生労働副大臣、泉内閣府大臣政務官、田村内閣府大臣政務官、足立厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行いました。

(質疑者及び主な質疑内容)

大村秀章君(自民)

- ・B型肝炎訴訟原告団との面会を非公開とした理由、厚生労働大臣の原告団に対するねぎらいの言葉がなかった理由について伺いたい。また、原告団との直接協議の場を設けるとともに、1日も早く救済策を提示する必要があるのではないか。
- ・非正規労働者と正規労働者の格差是正、処遇の改善のためには「同一価値労働同一賃金」が重要であり、その実現に当たっての論点等を検討するための研究会を設けるべきではないか。
- ・地域医療機能推進機構において病院が売却された場合、その売却益は改正独立行政法人通則法に基づく不要財産となるのか、機構の積立金になるのか。また、不要財産の場合一般会計と特別会計のどちらに納付されるのか。
- ・機構において赤字病院が増えると、税金で尻拭いすることとなる恐れがあるのではないか。

菅原一秀君(自民)

- ・民主党のマニフェストにおいて独立行政法人を廃止するとしながら、本法案により新たな独立行政法人を作るのはマニフェスト違反ではないか。
- ・地域医療を担うのであれば、病院を自治体等に無償で譲渡すればよいのではないか。また、国立病院機構に移管しないのはなぜなのか。
- ・独立行政法人にすることにしたのは(社)全国社会保険協会連合会等の労働組合から厚生労働省や民主党に働きかけがあったからではないのか。職員はそのまま新機構に移管するのか。

秋葉賢也君(自民)

- ・新たな独立行政法人を設立する本法律案は、「独立行政法人通則法の廃止がゴールである」という行政刷新担当大臣の発言と矛盾しており、閣内不一致ではないかと考えるが、厚生労働大臣の見解を伺いたい。「独立行政法人の

あり方は全廃を含めて抜本的な見直しを進める」という民主党マニフェストにも反するのではないか。

- ・本年4月に独立行政法人国立病院機構が遅々として進まなかった職員の非公務員化の方針を突如公表したのは何故か。また、それを実現するための関係法案はいつ国会に提出するのか。
- ・厚生労働省独立行政法人評価委員会が行う業務実績評価の対象には新設される独立行政法人本体だけでなく個々の病院も含める必要があるのではないか。

柿澤未途君(みんな)

- ・独立行政法人国立病院機構ではなく新たな独立行政法人に社会保険病院等を移管させる理由は何か。また、新たな独立行政法人への移管は時限措置であるという理解でよいのか。
- ・社会保険病院等について国が存続に責任を負うのと、将来的には地方自治体への譲渡を進めるのと基本的にどちらが望ましいと考えているのか。
- ・天下り団体と批判される(社)全国社会保険協会連合会及び(財)厚生年金事業振興団は、社会保険病院等の運営委託が終了する平成25年3月末で廃止する必要性があるのではないか。

坂口力君(公明)

- ・地域医療機能推進機構は65病院を運営することになるが、機構に各病院を支えるための役割をどこまで担わせるのか。また、赤字病院は廃止される可能性があるということではよいのか。
- ・平成25年4月1日以後も特例民法法人等に病院の運営委託を可能にすべきと考えるが、厚生労働大臣の見解を伺いたい。
- ・高額療養費における自己負担限度額70歳未満の「一般」の所得区分が広いため比較的所得の低い世帯の負担が大きいことからもう一つ区分を設ける検討を開始したとの報道があったが、その内容を伺いたい。また、その実現

をお願いしたい。

高橋 千鶴子君（共産）

- ・新たな独立行政法人の設立後においても社会保険病院等を公的病院として存続していくことを厚生労働大臣に確

認したい。

- ・地域の実情に応じた運営を行うために設置される病院毎の協議会に地域住民を参加させるべきと考えるが、いかがか。
- ・国立大学の評価を運営費交付金に反映させるべきではないと考えるが、鈴木文部科学副大臣に伺いたい。